

改正

令和7年3月18日条例第11号

山武市行財政改革外部評価委員会条例

(設置)

第1条 市が実施する行財政改革における客観性及び信頼性を確保するため、学識経験を有する者等の第三者による評価を実施することを目的として、山武市行財政改革外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が実施する行財政改革に係る内部評価等の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 行財政改革の推進に関し必要な事項について調査し、審議し、及び助言を行うこと。
- (3) その他政策決定において市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、5人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市政に関する識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(オンライン会議システムによる会議の出席)

第7条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム（映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができるシステムをいう。）によって、会議に出席することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年山武市条例第42号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和7年3月18日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年山武市条例第42号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)